

令和2年度 日本大学創立130周年記念奨学金（第2種）の募集

（昨年の家計状況で申し込める奨学金）

1. 応募資格

- ①日本大学の学部在学中の者 ※外国人留学生及び大学院生は応募することが出来ない
- ②経済的理由により学費等の支弁が困難であり、前年（令和元年1月～12月分）の父母の収入・所得金額を合算した金額が以下の（1）又は（2）の条件を満たすこと。
 - （1）給与所得者800万円（支払金額）以下の者
 - （2）給与所得者以外350万円（所得金額）以下の者※父母がいない場合は、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額が（1）又は（2）であること
- ③最低修業年限で卒業できる単位を修得している者。（休学したことがある人はご相談ください。）
学部2年生は32単位、学部3年生は64単位を取得している者。学部4年生は卒業見込みの者。
学部1年生は単位条件なし。
- ④「国の修学支援新制度」に採用されていないこと。また、「国の修学支援新制度」又は「国の修学支援新制度（家計急変）」に採用された場合は、本奨学生の対象とならない。
- ⑤修学意志が堅固で優良な資質を持っている者

2. 募集人数

150名（日本大学全体の予定数）

3. 給付額

年額30万円（奨学金は後期に徴収する授業料に充当することにより行う）

4. 提出書類 ※日大130周年（第3種）と併願する場合、共通の応募書類は1部ずつで可

- ①奨学金給付申請書（第2種・第3種）
- ②市区町村役場発行の最新「令和2年度（令和元年1月～12月分）の所得証明書（「課税証明書」・「非課税証明書」）（写し可） 父母両方分
※1 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの
※2 非課税証明書で所得金額欄にアスタリスク「*」の表示となっている場合は、証明書として無効です。非課税証明書に所得金額等の記載が必要な場合は申告の手続きが必要です（収入が無い方は無収入であることの申告をしていただくことにより、所得金額が0円と記載された非課税証明書が交付されます）。詳しい手続きの方法につきましては、お住まいの区の担当部署に至急お問合せください。
- ③成績表（今年度は大学で準備しますので提出不要）

5. 提出方法

郵送（追跡できる郵送方法（レターパックライトや簡易書留等））

6. 提出先

〒176-8525 東京都練馬区旭丘2-42-1
日本大学芸術学部学生課 日大130周年奨学金担当者宛

7. 提出期限

令和2年6月25日（木）（必着）

8. 奨学生の選考及び決定

資格審査の後、学部長等が推薦した候補者について、日本大学創立130周年記念奨学生選考委員会の議を経て、大学が決定する。

9. 奨学金の給付停止及び返還

日本大学創立130周年記念奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、大学は、奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 操行が著しく不良となったとき。

10. 高等教育の修学支援新制度の対象者への対応

- ① 「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による授業料減免等の対象者は、本奨学金の奨学生にはなれません。
- ② 本奨学生として採用された後、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による授業料減免等の対象者となった場合は、奨学生の資格を失いますが返還の必要はありません。

11. 備考

本学で選考の結果、日本大学創立130周年記念奨学金（第2種）及び（第3種）の両方で採用可能な場合は、給付金額が高い第2種奨学生として採用いたします。